

平成31年度

# 高知市 放課後児童クラブ 入会のご案内



平成31年度入会の受付期間

平成31年

**1月4日(金) ~ 31日(木)**  
(土・日・祝日は除く)

※受付場所は、子ども育成課（裏面）または各放課後児童クラブです。  
**学校及び郵送での受け付けはしていません。**

受付期間後も随時受け付けしております。

なお、定員を超過した放課後児童クラブでは、空きが出るまで待機いただくこととなります。

詳しい入会方法は

…3 ページへ 

保護者負担金・減免制度は…8 ページへ 

(※元号は現在の元号を使用しています。)

この入会案内は入会後も必要です。大切に保管してください。

# お知らせ

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の対象は、「小学校1～6年生」です。
- この入会案内は、高知市が設置している高知市放課後児童クラブについての入会案内です。  
次の点にご注意ください。
  - 1 この入会案内は、平成30年10月1日現在の内容で作成しています。  
内容に変更があった場合は、入会申込者に文書でお知らせいたしますので、ご了承ください。
  - 2 入会案内の本文中、児童クラブとあるのは高知市放課後児童クラブを指しています。

## 用語の説明

（児童クラブに関すること）

- \* 開設……………児童クラブを設置すること  
児童クラブで児童を受け入れて活動すること、またはその時間帯
- \* 来所・帰会…児童クラブに来ること
- \* 在所……………児童クラブに居ること
- \* 休会……………児童クラブを休みにすること
- \* 帰宅……………児童クラブから家に帰ること
- \* 入会……………児童クラブに入ること
- \* 退会……………児童クラブをやめること

（小学校に関すること）

- \* 登校……………学校に行くこと
- \* 下校……………学校から帰ること
- \* 在校……………学校に居ること
- \* 休校……………学校が休みになること
- \* 長期休業……春休み・夏休み・冬休みなどの休みのこと
- \* 代休日………土曜日・日曜日に行事を行った場合の振替休日の日のこと

# 目次

高知市放課後児童クラブの概要	P. 1
高知市放課後児童クラブでの過ごし方	P. 2
入会手続きのご案内	P. 3
心身に障害のある児童の入会	P. 4
高知市放課後児童クラブ利用上の留意事項	P. 5
緊急時の帰宅方法等	P. 7
保護者負担金	P. 8
児童が放課後を過ごす場所	P. 9
高知市放課後児童クラブ入会申込書	P. 10
同意書	P. 11
父親の添付書類（様式1～3）	P. 12
母親の添付書類（様式1～3）	P. 14
入会申込取消届	P. 16
退会届	P. 17
放課後児童クラブ一覧	P. 18

## 高知市放課後児童クラブの概要

- |                    |   |
|--------------------|---|
| <b>1 設置目的</b>      | 保護者が労働等によって、昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図る。   |
| <b>2 活動内容</b>      | (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保<br>(2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全指導<br>(3) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと<br>(4) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施<br>(5) その他放課後児童の健全育成上必要な活動 |
| <b>3 開設場所</b>      | 35校 88クラブ……平成30年10月現在   |
| <b>4 定員</b>        | 60人以内<br>※高知市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、クラブ毎に定員を定めています。  |
| <b>5 開設日及び開設時間</b> | (1) 通常開設……放課後～18時<br>○学校の放課後<br>(2) 一日開設……8時～18時<br>○春休み・夏休み・冬休みの長期休業日<br>○学校の代休日<br>○5月・6月・9月・10月・11月・12月・1月・2月・3月の各第三土曜日<br>※上記第三土曜日が祝日の場合は、第二土曜日に開設            |
| <b>6 休会日</b>       | ○土曜日（上記の開設する土曜日を除く）、日曜日、祝日<br>○年末年始（12月29日～翌年1月3日）<br>○新年度準備日（年度末の2日間を予定）<br>○臨時休会については、随時連絡します。  |
| <b>7 保護者負担金</b>    | 児童1人につき、月額8,100円です。 <u>日割制度はありません。</u><br>詳しくは8ページをご覧ください。  |
| <b>8 一時支援事業</b>    | 児童クラブの定員に余裕がある場合で、保護者が疾病、出産等により、児童の放課後の健全育成が困難な場合に、おおむね7日以上1か月未満の間利用できます。詳しくは子ども育成課までお問い合わせください。  |

## 高知市放課後児童クラブでの過ごし方

下校時間や放課後児童クラブによって多少の違いはありますが、おおむね下表のように過ごします。

### 《通常開設の場合》

下校時	あいさつ 連絡帳提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康状態等の確認</li> <li>連絡事項の確認</li> <li>早退児童の確認</li> </ul>
	学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿題などを自主的に取り組む</li> </ul>
	遊び	<ul style="list-style-type: none"> <li>天気の良い日はできるだけ屋外で遊ぶ 屋内…読書, ブロック, 折り紙など 屋外…ボール遊び, 遊具を使用したの遊び, 鬼ごっこなど</li> </ul>
	おやつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>おやつ</li> <li>本や紙芝居の読み聞かせ等</li> </ul>
	片付け・掃除	<ul style="list-style-type: none"> <li>片付け</li> </ul>
	帰りの会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一日のふり返り</li> <li>帰宅準備</li> <li>連絡, 注意事項の伝達</li> <li>帰宅時の安全指導</li> </ul>
18:00	あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅</li> </ul>

### 《一日開設の場合》

8:00	あいさつ 連絡帳提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康状態等の確認</li> <li>連絡事項の確認</li> <li>早退児童の確認</li> </ul>
9:00	朝の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の出欠確認</li> <li>今日の予定の説明</li> </ul>
	学習・本読み	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿題などを自主的に取り組む</li> </ul>
	遊び	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事, 校外活動, 集団遊び, 自由遊び (屋外・屋内)</li> </ul>
12:00	昼食 (弁当)	
13:00	遊び	(夏休みは休息の時間があります。)
15:30	おやつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>本や紙芝居の読み聞かせ等</li> </ul>
	片付け・掃除	
	帰りの会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一日のふり返り</li> <li>帰宅準備</li> <li>連絡, 注意事項の伝達</li> <li>帰宅時の安全指導</li> </ul>
18:00	あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅</li> </ul>

## 入会手続きのご案内

- 1 入会基準** 次の3要件すべてを満たすことが基準となります。
- ① 小学校に就学している児童であること
  - ② 保護者が労働等により昼間家庭にいないこと
  - ③ 月15日以上のお出席かつ3か月以上継続して入会できること
- 2 4月入会受付期間** 平成31年1月4日(金)～1月31日(木) (土・日・祝日は除く)
- 3 受付場所及び時間**
- (1) 各高知市放課後児童クラブ……13時30分～18時
  - (2) 子ども育成課……8時30分～17時15分
- ※ 児童クラブに提出の場合は、通学予定の小学校にある児童クラブに提出してください。南ヶ丘放課後児童クラブに入会ご希望の方は、南ヶ丘放課後児童クラブに提出してください。
- ※ 学校及び郵送での受付はしていません。
- 4 提出書類**
- (1) 入会申込書 (P.10)  
裏面の同意書への記入を必ずお願いします。  
添付書類をそろえて、提出してください。  
添付書類が受付期間に間に合わない場合は、入会申込書のみ、受付期間内に必ず提出してください。添付書類は後日提出してください。  
※保護者負担金に未納がある場合は、入会審査ができません。
  - (2) 添付書類 (P.12～P.15)
    - ① 保護者が労働等により昼間家庭にいないことを確認するために提出していただくものです。様式1～3のうち、該当する様式を選択し、事業所等で就労(予定)証明を受け、入会申込書とともに、必ず提出してください。
    - ② 現在の就労先が昨年と同一の場合は、平成30年分給与所得の源泉徴収票(コピー可)を様式1に貼付することで事業所等の就労(予定)証明に代えることができます。(この場合は事業所等の就労(予定)証明は不要です。)
    - ③ **就労(予定)証明書や源泉徴収票が受付期間に間に合わない場合は、平成31年2月8日(金)までに必ず提出してください。必要書類がそろっていない場合は、入会審査ができません。**
    - ④ 保護者の求職活動を理由に児童クラブへの入会を申し込む場合は、添付書類の申立書様式3 (P.13・P.15)に記入してください。  
また、求職事由での入会申込の場合は、証明が必要です。求職受付票(ハローワークカード)又は雇用保険受給資格者証の写しを入会申込書提出の際に添付してください。

## 5 入会決定

- (1) 入会については、家庭状況等、入会申込書の内容を審査の上、決定させていただきます。
- (2) 4月入会の決定は、平成31年3月中旬に文書でお知らせします。新入会の方を対象とした説明会を平成31年3月28日(木)19時から開催する予定です。
- (3) 児童クラブが複数ある小学校の場合、入会決定時に入会となる児童クラブをお知らせします。
- (4) 高学年の希望者につきましては、低学年の入会を優先すること等により、待機となる場合があります。
- (5) 年度途中の入会については、毎月20日(土・日・祝日に当たる場合は次の平日)までの申し込み児童について、各月で審査の上、翌月1日からの入会を決定させていただきます。(待機児童を含む)  
なお、1日が土・日・祝日にあたる場合は次の開設日からの入会になります。  
※入会待機中の児童に関しては、入会のご案内の準備が整い次第ご連絡させていただきます。  
※緊急の場合は、一時支援事業(P.1参照)にて入会を決定することがあります。
- (6) **待機中に入会の必要がなくなった場合は、入会申込取消届(P.16)にご記入のうえ、児童クラブ又は子ども育成課まで提出をお願いします。**

## 6 退会手続き

児童クラブを退会される場合は、退会届(P.17)をご利用の児童クラブ又は子ども育成課へ、退会希望月の月末までに提出してください。

既に児童クラブを利用されていない場合でも、退会届が提出されていない場合は、保護者負担金が発生しますのでご注意ください。

## 7 その他

- (1) **入会児童は、当該児童クラブを設置している小学校に通学する者を原則とします。**  
但し、小高坂小学校区に居住する児童で、高知大学教育学部附属小学校に在籍する児童のうち入会の希望がある場合で、かつ、小高坂小学校放課後児童クラブが定員に達していない場合は、当該児童クラブへの入会を認める場合があります。
- (2) 入会申込み以降、ご家庭の事情に変更が生じた場合や、住所・連絡先等に変更があった場合は、速やかに各児童クラブ又は子ども育成課に児童状況変更届を提出してください。様式につきましては各児童クラブ又は子ども育成課にあります。
- (3) 児童クラブが複数ある小学校のクラブ分けについては、学年や男女のバランス等を考慮して行いますので、ご了承ください。

## 8 個人情報の取り扱いについて

提出していただいた各書類は、児童クラブに関する事務以外の目的には使用いたしません。

## 心身に障害のある児童の入会

児童クラブでは、障害のあるお子さんが入会する場合に、学校、出身保育所・認定こども園・幼稚園、教育研究所等と連携して、その児童が児童クラブで安心して生活ができるように対応しています。

- (1) 入会申込書には、障害名・相談または治療機関名を必ず記入してください。
- (2) 心身に何らかの障害のある児童を受け入れる際、必要に応じて加配支援員の配置を行います。また、配置の参考とするため、障害の内容などについて関係機関から意見を聞くことがあります。なお、サポートファイルをお持ちの方は、入会決定後児童クラブにお申し出ください。

# 高知市放課後児童クラブ利用上の留意事項

- 1 学習について** 児童クラブは、遊びや生活等の集団活動を通じて、児童の健全育成を図ることを目的としています。また、毎日の宿題等に自主的に取り組む習慣づけのため、学習時間を設定していますが、帰会時間が遅い場合などは、学習に取り組むことができないことがあります。なお、児童クラブで取り組んだ内容については、ご家庭でも確認をお願いします。
- 2 給食のない時について** 給食のない時は、必ず弁当を持たせてください。開設時間内に、学校の敷地外へ食料を買いに出ることは安全管理上許可できませんので、ご了承ください。
- 3 家庭との連絡について** 毎日の連絡については「れんらくちょう」で、随時の連絡については電話等で行います。連絡を密にするためにも、「れんらくちょう」は毎日必ずご確認ください。  
欠席する場合は、必ず入会中の児童クラブへご連絡ください。連絡なくお子さんが来所しない場合は、安全確保のための所在確認を行っています。連絡に抜かりのないようお願いいたします。  
また、お子さんのことでご相談がありましたら、支援員にご連絡ください。
- 4 クラブ便り等について** 児童クラブでは、毎月クラブ便りを発行しています。クラブ便りでは、児童の誕生日の紹介や、班名簿、月間の行事予定などを掲載します。また、夏休みなどの活動が新聞・雑誌・テレビ等の取材を受ける場合があります、児童の顔や作品が撮影されたり、インタビューを受けた場面が放送・掲載されることがあります。（ホームページも含む）  
配慮が必要なご家庭については、あらかじめ児童クラブまでご連絡ください。
- 5 交通安全について** 児童クラブへの行き帰りについて、交通安全のルールやマナーについてのご指導を、ご家庭でもお願いします。  
学校が休みの場合の児童クラブへの往復は、原則として徒歩でお願いします。  
送迎等による学校敷地内への車の乗り入れについては、各学校のルールに従ってください。  
新一年生で入学式前から児童クラブをご利用される場合は、保護者の方のご指導で、児童クラブまでの道順の確認をお願いいたします。
- 6 安全対策について** 不審者対策として、次のような対策を講じています。  
・非常通報装置の設置  
・児童クラブの異常事態を職員室へ通報するシステムの設置  
・非常ベルの設置  
・学校の休校日対策として、侵入者への威嚇、近隣への異常通知  
・防犯用具の設置  
・警報ブザー・ホイッスル  
・安全訓練の実施  
・児童クラブに不審者侵入を想定しての安全訓練  
・情報の入手と伝達  
・不審者等の情報を関係機関から取得  
・パトロール  
・長期休業中のパトロールを警察に依頼  
また災害時に備えて、避難訓練を行います。避難経路や避難場所は学校に準じます。
- 7 保護者懇談会について** 児童クラブの運営については、保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。そのため、保護者懇談会の開催の際は、ご出席くださるようよろしくお願いします。  
また、校外活動等においても、保護者の皆様のご協力をお願いする場合がありますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。



**8 保険について** 事故防止には万全の注意を払っておりますが、万一、ケガをした場合には傷害保険（通院・入院に対する見舞金）で対応しています。なお、医療費については、保護者の健康保険等での対応となりますのでご了承ください。

賠償責任保険については、①市が所有、使用、管理する施設の瑕疵、②市の行う業務遂行上の過失に起因して、住民等第三者の身体または生命を害し、または財物を滅失、き損もしくは汚損し、市が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

**各ご家庭で個人賠償責任保険に加入していると、児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害が補償されます。**

**9 緊急時の連絡について** 緊急時に児童クラブと連絡が取れない場合は、子ども育成課（電話 823-9482）へ連絡をお願いします。

また、夜間、休日の場合は、市役所当直（電話 822-8111）に、「子ども育成課に連絡したい」旨お伝えください。職員から折り返し連絡させていただきます。

保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

# 緊急時の帰宅方法等

台風・水害・火災・地震等の災害時あるいは不審者・犯人逃走等の緊急時に、児童クラブでは、児童の安全確保のため、以下の方法により児童を帰宅させます。ご理解の上、ご協力をお願いします。

## 1 児童クラブへ帰会する以前（学校の管理下にある場合等）に緊急事態が発生又は発生することが予想される場合

### (1) 始業までに臨時休校となった場合……臨時休会

前日や、当日の朝に臨時休校となった場合、児童クラブも休会となります。

### (2) 午前中（給食前）に学校から一斉下校の指示が出た場合……臨時休会

一斉下校は、子どもの安全を守るために判断したものです。子どもは児童クラブに寄らずに帰宅となります。

### (3) 午後（給食後）一斉下校の指示が出た場合……臨時休会

「通常開設日・緊急時の帰宅方法についてのアンケート」に基づき、児童クラブでの一時的な受け入れもいたしますが、緊急時ですのでできるだけ早く保護者等責任のある方のお迎えをお願いします。

※調査書は入会決定書とともに送付しますので、入会后速やかに提出してください。

## 2 児童クラブへ帰会後に緊急事態が発生又は発生することが予想される場合

子ども育成課の判断により帰宅となります。

ただし、帰宅させることが危険を伴うと予想される場合には、児童クラブで待機となります。

できるだけ早く保護者等責任のある方のお迎えをお願いします。

## 3 インフルエンザ等集団感染の心配がある場合

学級閉鎖は、感染症の拡大を防止するために行うものです。また、その決定を判断した日は、給食終了後等に授業を切り上げて下校することとなります。該当学級の児童クラブに所属する児童も、「通常開設日・緊急時の帰宅方法についてのアンケート」にかかわらず、感染症拡大を避けるため、児童クラブに寄らずに帰宅となりますのでご承知ください。

## 4 夏休み等の長期休業日の台風等に伴う緊急時の対応

### (1) 児童クラブへ来所する以前（自宅にいる場合）に、緊急事態が発生あるいは発生することが予想される場合

前日までに休会を決定した場合は、文書または電話連絡等で、当日朝に決定する場合は、午前7時までに高知市ホームページ(<http://www.city.kochi.kochi.jp/>『トップページ「重要なお知らせ」』または『新着更新情報』)でお知らせします。

### (2) 児童クラブの開設時間中に、緊急事態が発生あるいは発生することが予想される場合

子どもたちの安全確保のために、18時より早い時刻にお迎えをお願いすることもありますので、ご協力をよろしくお願いします。

## 5 体調不良時の対応

児童の体調不良、発熱（おおむね37.5℃（個人により違いがあります。））により保護者の方にご連絡する場合があります。緊急時の連絡先は必ずお知らせください。

## 保護者負担金

- 1 負担金** (1) 保護者負担金は児童クラブの運営費に充てています。  
 (2) 児童1人につき、月額8,100円です。日割制度はありません。  
 (3) 月の利用日数が0日の場合も、退会手続きが済んでいなければ、負担金(月額8,100円)が発生します。
- 2 納付方法** (1) 保護者負担金は、原則として口座振替で納付してください。  
 (2) 「口座振替のご案内」を入会決定書に同封して送付しますので、口座をお持ちの金融機関の窓口で申込んでください。継続して入会され、引き続き同じ口座からの振替をご希望の場合は、申込み不要です。  
 (3) 口座振替開始までの保護者負担金は、4月中に送付する納入通知書で納付してください。
- 3 納期限** 毎月末日(土・日・祝日に当たる場合は次の平日)
- 4 滞納した場合** (1) 督促や催告の措置を講じます。また、正当な理由なく滞納を繰り返した場合は、入会児童・退会児童を問わず、強制執行等の法的措置(預貯金・給与・生命保険・不動産などの差し押さえ等)を行います。その場合は、滞納額に加え裁判所への申立手続費用が発生します。  
 (2) 年5%の遅延損害金が増算される場合があります。  
 (3) 入会申込時に保護者負担金が未納(兄弟児分も含む)の場合は、翌年度の入会をお断りする場合があります。
- 5 保護者負担金の減免** 下表の事由に該当する場合は、児童クラブ保護者負担金の減免を申請することができます。申請は年度毎の受付です。  
 (1) **減免申請の時期については、生活保護受給世帯は平成31年4月1日(月)～8月30日(金)、平成31年度市町村民税非課税世帯及び就学援助受給世帯は平成31年6月3日(月)～8月30日(金)です。9月1日以降も随時申請を受け付けておりますが、その場合、さかのぼっての減免が受けられなくなりますのでご注意ください。**  
**※受付は各児童クラブ及び子ども育成課で行います。(土・日・祝日を除く)**  
 (2) 申請書は入会決定書とともに送付します。  
 (3) 減免申請をされた方は、減免決定になるまでの負担金について、一度納付してください。減免決定後、還付いたします。

減免申請の理由	減免割合	申請受付期間	要件	必要な書類
生活保護受給	全額免除	平成31年4月1日～8月30日	生活保護受給世帯	<b>「生活保護受給証明書」</b> (発行日が平成31年4月1日以降のもの)
市町村民税非課税	全額免除	平成31年6月3日～8月30日	世帯全員(同一世帯の祖父母等を含む)が非課税の場合	<b>証明書不要</b> (ただし、平成31年1月1日現在の住所が市外の場合は、当該市町村での所得課税証明書が必要です。)
就学援助受給	半額免除		対象児童が就学援助を受給している場合	<b>平成31年度「就学援助決定通知書」の写し</b> (紛失した場合は子ども育成課にご相談下さい。)

※就学援助については、高知市教育委員会人権・子ども支援課(TEL:088-823-9468)までお問い合わせください。

## 児童が放課後を過ごす場所

放課後児童クラブ・放課後学習室・放課後子ども教室があります。

	放課後児童クラブ	放課後子ども教室	
		放課後学習室	放課後子ども教室
事業内容等	保護者が仕事等により、昼間家庭にいない児童を対象として、保護者の子育て支援を行うため、放課後や休日の安心で安全な生活や遊びの場を提供します。 複数の支援員で、児童の支援を行います。	放課後児童クラブを設置している小学校の、4～6年生を対象として、放課後や長期休業日における学習習慣の定着や学力の向上を図るため、学びの場を提供します。 学習指導は、教員OBや地域の方が行います。	放課後児童クラブを設置していない小・義務教育学校の、全学年児童を対象として放課後や長期休業日における安心・安全な居場所を提供します。 遊び等を中心とした活動を行い、地域の方が安全管理を行います。
	全学年対象	4年生～6年生	全学年対象
	留守家庭対策	学習を主とした放課後の居場所	遊びを主とした放課後の居場所
	各校内の余裕教室や敷地内の専用施設で開設 ※はりまや橋小の第二放課後児童クラブ及び春野東小の南ヶ丘は学校敷地外	各校内の余裕教室等を使用	各校の運動場等を使用
実施学校名	第四、第六、江ノ口、江陽、旭、旭東、潮江、潮江東、小高坂、昭和、秦、初月、横浜、長浜、三里、五台山、高須、一宮、朝倉、鴨田、神田、一ツ橋、介良、大津、朝倉第二、潮江南、泉野、一宮東、十津、横浜新町、介良潮見台、横内、春野東、春野西、はりまや橋  (35小学校 88クラブ)	第四、第六、江ノ口、江陽、旭、旭東、潮江、横浜、潮江東、小高坂、秦、三里、五台山、高須、一宮、朝倉、鴨田、神田、一ツ橋、介良、大津、朝倉第二、潮江南、昭和、泉野、一宮東、十津、横浜新町、介良潮見台、横内、春野東、春野西、はりまや橋、長浜、初月  (35小学校)	浦戸、布師田、久重、行川学園、鏡、土佐山学舎、はりまや橋  (7小学校・義務教育学校)
開設日	・学期中(放課後～18:00) ・長期休業、学校代休日 (春、夏、冬の休みや参観日や運動会等の振替休日) (8:00～18:00)	学期中(放課後の時間帯) 長期休業中(期間限定で実施) ※週に1～3回程度 ※学校ごとに回数や時間帯内容等が違います。	学期中(放課後の時間帯) 長期休業中(月～金) ※土、日、祝日は実施せず ※長期休業中の実施は学校ごとで決めています。
事業者	高知市(子ども育成課) ※高知市が委嘱した、資格を有する放課後児童支援員が指導・支援を行います。	各校の運営委員会 ※委員の構成はPTA役員、地域の方、学校管理職等 ※指導者は教員OBなど	各校の運営委員会 ※委員の構成はPTA役員、地域の方、学校管理職等 ※安全管理は、地域の方
負担金	月額8,100円 ※減免制度あり (申請が必要)	傷害保険料のみ ※参加料は無料	傷害保険料のみ ※参加料は無料 (材料費を徴収する場合あり)

※はりまや橋小学校は、保護者や地域住民、学校の意向により全てを開設しています。

※実施学校は、平成30年10月1日現在です。

※放課後児童クラブには、高知市の補助金を受け、民間事業者が運営する児童クラブがあります。(P.19参照)

# 高知市放課後児童クラブ入会申込書

高知市長 様 入会案内を読み、内容について承知しましたので、入会を申し込みます。

保護者氏名	現住所	電話番号
(フリガナ)	〒 高知市	自宅
(フリガナ)		携帯(父)
		(母)

申込児童氏名	生年月日	性別	学校・クラブ	学年	出身保育園及び幼稚園 (※新1年生のみ)
(フリガナ)	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> _____ 小学校 <input type="checkbox"/> 南ヶ丘児童クラブ	(平成31年 4月8日現在) 年	保育園 幼稚園

入会希望理由 (※該当する方にしを記入)	<input type="checkbox"/> 保護者が労働等により昼間家庭にいないため <input type="checkbox"/> その他(上記に当該しない方は、様式3にご記入ください)
-------------------------	---

健康状態	<input type="checkbox"/> 良 ・ <input type="checkbox"/> 否	病名, アレルギー名等 ( )	心身障害	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	障害名 ( ) 相談または治療機関 ( )
------	---	--------------------	------	---	--------------------------------

家族の状況 家族全員を記入してください。(申込児童を除く。同居の祖父母等を含む。)

氏名	申込児童との続柄	同居・別居	勤務先名とその住所/学校学年等 ※育児中の方は職場復帰予定日を記入してください。	電話番号 (勤務先)	帰宅時間
(フリガナ)		同・別			
(フリガナ)		同・別			
(フリガナ)		同・別			
(フリガナ)		同・別			
(フリガナ)		同・別			

別居の祖父母について記入してください。

氏名	住所	就労の有無	氏名	住所	就労の有無
父方	(TEL)	有・無	母方	(TEL)	有・無
	(TEL)	有・無		(TEL)	有・無

確認欄 (※記入不要)							
新規・継続	受付番号		受付年月日	確認印	添付書類	入会年月日	保護者負担金
	クラブNO		・			・	

裏面の同意書にも記入してください

# 同意書

高知市長 様

平成 31 年度の放課後児童クラブ入会を希望しますので、以下の項目について同意したうえで申し込みます。

- 1 私の家庭状況及びその課税状況並びに就労状況について、高知市が調査すること
- 2 虚偽の記載や不正な書類があった場合は、退会の勧告をされること
- 3 正当な理由無く放課後児童健全育成事業保護者負担金を滞納した場合は、同負担金の滞納整理事務に限定し、以下について高知市が調査すること

(調査内容)

- ・各税務署における所得税等の課税及び徴収状況に関する調査
- ・各都道府県における自動車税等の課税及び徴収状況に関する調査
- ・各市区町村における市県民税・固定資産税・軽自動車税等の課税及び徴収状況に関する調査
- ・各市区町村における国民健康保険料・介護保険料の賦課及び徴収状況に関する調査
- ・各自治体における公営住宅等の使用料の決定及び徴収状況に関する調査
- ・金融機関における取引状況に関する調査
- ・生命保険・損害保険の加入状況に関する調査
- ・日本年金機構等における年金の支給に関する調査
- ・各市区町村における生活保護の支給に関する調査
- ・勤務先における給与等の支払いに関する調査
- ・営業等の売掛金及び収入状況に関する調査

記入日：平成 年 月 日

【保護者氏名（自筆）】 ※（ ）内には続柄を記入してください。

住所

〒 .....

住所

〒 .....

.....

.....

.....

.....

( ) ..... (印)

( ) ..... (印)

様式1

## 就労(予定)証明書

※就労中の方で、源泉徴収票に記載されている事業所が同じ場合は、①、②のどちらか一方の証明で構いません。

※家庭状況により、就業時間や勤務日数を制限されている場合は、**様式3** 申立書に追加でご記入ください。

氏名	
自宅住所	
雇用形態	常勤・臨時・パート・その他( )
就労(予定)年月日	昭和・平成 年 月 日から
就業時間	時 分 ~ 時 分
勤務日数	平均 日/月

※記入必須

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ ㊟

担当者名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

①

父親 源泉徴収票コピー 貼付箇所(平成30年分)

②

( )小学校放課後児童クラブ	平成31年度 学 年	年生	児童名	
----------------	---------------	----	-----	--

受付番号

# 父親の添付書類

31

様式2

## 自営業申立書

### 父親について

業種	
営業内容	
営業場所	
営業時間	時 分 ~ 時 分
定休日	

上記のとおり営業していることに相違ありません。

平成 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊞  
電話 \_\_\_\_\_

様式3

## 申立書

※求職活動を理由に入会を申し込む場合は、求職受付票（ハローワークカード）又は雇用保険受給資格者証の写しを添付してください。

### 父親について

様式1～2のいずれにも該当しませんが、次の理由により入会を申し込みます。

(理由)

.....  
.....  
.....

平成 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊞  
電話 \_\_\_\_\_

( ) 小学校放課後児童クラブ	平成31年度 学 年	年生	児童名	
-----------------	---------------	----	-----	--

受付番号

--



様式 1

## 就労(予定)証明書

※就労中の方で、源泉徴収票に記載されている事業所が同じ場合は、①、②のどちらか一方の証明で構いません。  
 ※家庭状況により、就業時間や勤務日数を制限されている場合は、**様式 3** 申立書に追加でご記入ください。

氏名	
自宅住所	
雇用形態	常勤・臨時・パート・その他( )
就労(予定)年月日	昭和・平成 年 月 日から
就業時間	時 分 ~ 時 分
勤務日数	平均 日/月

※記入必須

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_ ㊟  
 担当者名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_

①

母親 源泉徴収票コピー 貼付箇所(平成 30 年分)

②

( )小学校放課後児童クラブ	平成 31 年度 学 年	年生	児童名	
----------------	-----------------	----	-----	--

受付番号

様式2

## 自営業申立書

### 母親について

業種	
営業内容	
営業場所	
営業時間	時 分 ~ 時 分
定休日	

上記のとおり営業していることに相違ありません。

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟  
 電 話 \_\_\_\_\_

様式3

## 申 立 書

※求職活動を理由に入会を申し込む場合は、求職受付票（ハローワークカード）又は雇用保険受給資格者証の写しを添付してください。

### 母親について

様式1～2のいずれにも該当しませんが、次の理由により入会を申し込みます。

(理由) \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟  
 電 話 \_\_\_\_\_

( ) 小学校放課後児童クラブ	平成31年度 学 年	年生	児童名	
-----------------	---------------	----	-----	--

受付番号

# 入会申込取消届

高知市長 様

放課後児童クラブへの入会について、入会申し込みを取り消しますので、下記のとおり届け出ます。

記

学 校 名	小 学 校		
児 童 名	(7/7)	学 年	年

平成    年    月    日

住    所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

[以下記入不要]

受付年月日	平成    年    月    日	確認欄		
-------	-------------------	-----	--	--

# 退 会 届

高知市長 様

放課後児童クラブを退会しますので、下記のとおり届け出ます。

記

放課後児童クラブ名	小学校 ( 第1・第2 第3・第4 ) 放課後児童クラブ		
児 童 名	(フリガナ)	学 年	年
退 会 希 望 日	平成 年 月 日	通知書番号 (分からない場合は記入不要)	
退 会 理 由	<hr/> <hr/> <hr/>		

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

※ 住居移転による退会の場合は、新住所をお書きください。

新 住 所 \_\_\_\_\_

[以下記入不要]

受付年月日	平成 年 月 日	確認欄			
-------	----------	-----	--	--	--

# 放課後児童クラブ一覧表

## ■高知市が運営または運営委託している児童クラブ

(平成30年10月1日現在)

NO.	放課後児童クラブ名		愛称	電話番号	所在地	運営主体
1	朝倉小学校	第一放課後児童クラブ	くすのき	844-4420	朝倉本町 2-11-20	高知市
2		第二放課後児童クラブ	もくれん	840-1233		
3		第三放課後児童クラブ	せせらぎ	840-1383		
4	朝倉第二小学校	第一放課後児童クラブ	みどり	843-0108	若草南町 23-56	
5		第二放課後児童クラブ	きみどり	843-0121		
6		第三放課後児童クラブ	メント	843-0140		
7	鴨田小学校	第一放課後児童クラブ	わしお	844-5380	鴨部 1155	
8		第二放課後児童クラブ	ひかり	844-5447		
9		第三放課後児童クラブ	のぞみ	844-1325		
10	神田小学校	第一放課後児童クラブ	えぼし	832-6676	神田 1174-1	
11		第二放課後児童クラブ	第二えぼし	831-3047		
12		第三放課後児童クラブ	第三えぼし	832-6926		
13	旭小学校	第一放課後児童クラブ	おおとり	840-1469	本宮町 15	
14		第二放課後児童クラブ	あゆみ	844-0287		
15		第三放課後児童クラブ	あさひ	843-9583		
16	旭東小学校	第一放課後児童クラブ	こぼと	843-5256	北端町 50	
17		第二放課後児童クラブ	ゆず	080-1995-4199		
18	横内小学校	第一放課後児童クラブ	どんぐり	840-2843	横内 242-12	
19		第二放課後児童クラブ	しいのみ	840-7161		
20		第三放課後児童クラブ	くるみ	843-8323		
21	第四小学校	第一放課後児童クラブ	いちよう	824-3687	上町 2-1-11	
22		第二放課後児童クラブ	いちよう2	872-6522		
23	第六小学校	放課後児童クラブ	にこにこ	875-2184	升形 9-4	
24	小高坂小学校	第一放課後児童クラブ	あおぎり	872-0133	新屋敷 1-11-5	
25		第二放課後児童クラブ	はるかぜ	080-1997-1286		
26	初月小学校	第一放課後児童クラブ	たんぽぽ	871-0714	南久万 128	
27		第二放課後児童クラブ	げんき	873-4750		
28		第三放課後児童クラブ	ひばり	090-5145-0075		
29	一ツ橋小学校	第一放課後児童クラブ	たけのこ	823-8283	吉田町 4-10	
30		第二放課後児童クラブ	きのこ	873-3029		
31	江ノ口小学校	第一放課後児童クラブ	つばさ	824-3329	新本町 1-8-12	
32		第二放課後児童クラブ	つばさ2	855-3780		
33	秦小学校	第一放課後児童クラブ	わかくさ	824-3224	愛宕山 18	
34		第二放課後児童クラブ	のいちご	825-0437		
35		第三放課後児童クラブ	さくらんぼ	822-1171		
36		第四放課後児童クラブ	こなつ	822-4118		
37	泉野小学校	第一放課後児童クラブ	やまびこ	846-0109	東秦泉寺 788	
38		第二放課後児童クラブ	やまびこ2	846-5456		
39		第三放課後児童クラブ	やまびこ3	845-2751		
40	一宮小学校	第一放課後児童クラブ	なかよし	845-6523	一宮西町 1-9-1	
41		第二放課後児童クラブ	なかよし第2	845-1653		
42		第三放課後児童クラブ	なかよし第3	845-1703		
43	一宮東小学校	第一放課後児童クラブ	しなね	846-2513	一宮東町 1-20-1	
44		第二放課後児童クラブ	トマト	846-0136		
45	はりまや橋小学校	第一放課後児童クラブ	ポプラ	885-7766	はりまや町 2-14-8	
46		第二放課後児童クラブ	ポプラ2	861-0179	はりまや町 2-11-22 谷脇ビル1階	
47	江陽小学校	第一放課後児童クラブ	ひじま	884-2551	江陽町 1-30	
48		第二放課後児童クラブ	ひじま2	882-9145		

NO.	放課後児童クラブ名	愛称	電話番号	所在地	運営主体
49	昭和小学校	第一放課後児童クラブ	し も じ	882-7445	日の出町 7-61
50		第二放課後児童クラブ	ひ の で	883-4722	
51		第三放課後児童クラブ	や よ い	884-7285	
52	高須小学校	第一放課後児童クラブ	す み れ	884-5202	高須 1-1-55
53		第二放課後児童クラブ	こ す も す	884-5206	
54		第三放課後児童クラブ	れ ん げ	882-1028	
55	大津小学校	第一放課後児童クラブ	や ま も も	866-4569	大津乙 972
56		第二放課後児童クラブ	な の は な	866-9603	
57		第三放課後児童クラブ	や い ろ	866-9604	
58	介良小学校	第一放課後児童クラブ	け ら ふ じ	860-1351	介良乙 2735-1
59		第二放課後児童クラブ	つ ぼ み	860-0156	
60	介良潮見台小学校	第一放課後児童クラブ	か ぜ の こ	860-1464	潮見台 1-2602-1
61		第二放課後児童クラブ	め じ ろ	860-1468	
62	五台山小学校	放 課 後 児 童 ク ラ ブ	オ レ ン ジ	861-2035	五台山 3371
63	潮江小学校	第一放課後児童クラブ	ひ つ ざ ん	832-3680	百石町 2-4-40
64		第二放課後児童クラブ	つ く し	832-3681	
65		第三放課後児童クラブ	よ つ ば	832-7156	
66	潮江東小学校	第一放課後児童クラブ	あ す な ろ	831-9115	潮新町 2-1-54
67		第二放課後児童クラブ	す ば る	831-3656	
68	潮江南小学校	第一放課後児童クラブ	ひ ま わ り	832-1581	高見町 248-1
69		第二放課後児童クラブ	あ お ぞ ら	832-0187	
70		第三放課後児童クラブ	お ひ さ ま	832-5315	
71	十津小学校	第一放課後児童クラブ	わ か ば	847-7504	十津 4-27-1
72		第二放課後児童クラブ	あ お ば	847-7503	
73	三里小学校	第一放課後児童クラブ	さ く ら 1	847-7524	仁井田 1356
74		第二放課後児童クラブ	さ く ら 2	090-5141-0269	
75	横浜小学校	第一放課後児童クラブ	た ま し ま	842-0294	瀬戸東町 1-26
76		第二放課後児童クラブ	よ こ は ま	841-4142	
77		第三放課後児童クラブ	く ろ し お	080-2990-3518	
78	横浜新町小学校	第一放課後児童クラブ	も え ぎ	841-6090	横浜新町 5-2201
79		第二放課後児童クラブ	か え で	842-7010	
80		第三放課後児童クラブ	み も ざ	841-6106	
81		第四放課後児童クラブ	も み じ	842-2374	
82	長浜小学校	第一放課後児童クラブ	ゆ う か り	842-3711	長浜 4811
83		第二放課後児童クラブ	は ま か ぜ	842-3143	
84	春野東小学校	放 課 後 児 童 ク ラ ブ		842-8301	春野町東諸木 3978
85	春野西小学校	第一放課後児童クラブ		894-2901	春野町弘岡中 2501
86		第二放課後児童クラブ		080-1993-1830	
87	春野東小学校	南ヶ丘第一放課後児童クラブ		842-4477	春野町南ヶ丘 3-8-2
88		南ヶ丘第二放課後児童クラブ		842-2117	

高知市

■高知市の補助事業を活用し民間事業者が運営する児童クラブ

※児童クラブの運営、定員又は利用料に関することについては、各事業者へ直接お問い合わせください。

NO.	放課後児童クラブ名	電話番号	所在地	運営主体
1	高知キッズアカデミー 1	821-7521	知寄町 1 丁目 8-18-201	(学)平成学園
2	高知キッズアカデミー 2		知寄町 1 丁目 8-18-107	
3	はりまやアカデミー		はりまや町 1 丁目 11-21	
4	わらべ館	821-0833	長浜蒔絵台二丁目 29-3	(株)わらべ館
5	未来のこどもクラブ	881-1993	中秦泉寺 47-1 コーポ N 1 階	(社)未来のこどもクラブ

# 子ども育成課案内図



この入会案内は、高知市ホームページ子ども育成課のページにも掲載されています。様式等をダウンロードされる場合は、「高知市のホームページ」→「組織で探す」→「こども未来部」→「子ども育成課」をご確認ください。

また、以下のQRコードからも子ども育成課のページへアクセスすることができます。

子ども育成課ホームページはこちらから



問い合わせ先

高知市こども未来部子ども育成課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番45号

総合あんしんセンター1階(5番窓口)

TEL : 088-823-9482

FAX : 088-825-2440